

総合評価一般競争入札の手引きの改正について

平成 31 年 3 月 25 日
都市整備局技術管理室

このことについて、次のとおり改正する。

記

1. 評価項目及び評価基準について

(1) 評価項目ク. 配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）

実績とする工事の対象期間を「直前の 2 ヶ年度及び現年度」から「直前の 5 ヶ年度及び現年度」に改正する。

また改正に伴い、ただし書きで特例の運用としていた「過去 3 ヶ年度までの実績」の取扱いを廃止する。

(2) 評価項目タ. 防災に関する応援協定等の締結実績及び協定に基づく活動実績

本市と締結した防災に関する応援協定について、協定内容に基づき評価の区分を変更し、最大 3 つの締結実績を評価できるよう評価基準を改正する。

(3) 評価項目ナ. 障害者の雇用促進状況

義務外雇用ありとして申告する場合の提出書類に法定雇用義務のない企業でも「障害者雇用状況報告書（控）の写し」を提出できることとする。

2. 1. (2) の評価基準の改正に伴い、加算点の配点（満点）を改正する。

3. 評価対象となる期間の記載を平成 31 年度の発注工事の場合に併せて修正する。

4. 上記の改正の他、表現を一部改める。

以上の改正について、平成 31 年 4 月 1 日以降に公告する工事から適用する。